

第3章 令和8年度の数値目標・整備目標

第1項 福祉施設入所・入院から地域生活への移行

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第7期障がい福祉計画の策定基本指針として、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することが掲げられています。本市も指針に沿って同様の数値目標を定めます。

本市では、福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。

また、地域における居住の場としてのグループホームの機能の充実及び設置の支援を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

項目	数値	備考
入所者数 (A)	194人	令和4年度末現在
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	184人	令和8年度末時点での利用人員
【目標値】 削減見込 (A - B)	10人 (5.0%)	差引減少見込者数
【目標値】 地域生活移行者数	12人 (6.0%)	令和4年度末時点の施設入所者の6%が地域生活へ移行することを目指す

(2) 精神障がいへの対応を含めた地域包括ケアシステムの構築

精神障がいへの対応を含めた地域包括ケアシステムの構築のため、障がい者等自立支援協議会内にくらしまるごとワーキンググループを設置しました。今後も、精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発や、長期入院患者の地域移行の推進のため、医療・保健・福祉関係者、当事者等による協議の場を通じた重層的な連携による精神保健福祉体制を構築します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市における地域生活支援拠点とは、地域における複数の機関が機能を分担して体制の整備を行う、面的整備型の「地域生活支援拠点等」であることから、市内事業所の協力・連携が重要であると考え、自立支援協議会にて評価を行い、課題を次年度に検討することにより、整備の推進及び機能強化を図ってきました。今後もPDCAサイクルにより、制度的な問題点や改善点などを抽出し、より安定した制度として確立させていきます。また、緊急時支援事業においては、強度行動障がい等の個別対応が必要な方の支援ニーズの把握に努め、地域課題の整理や、専門人材育成等支援体制の整備を進めます。

※現在の本市の地域生活支援拠点等における5つの機能

① 緊急時の受入・対応

障がい者を緊急的に支援することが必要になった際に、携帯電話による常時の相談や市内障がい福祉サービス事業所等との連携による支援（緊急短期入所、緊急居宅介護、駆けつけ応援）を行う緊急時支援事業を実施しています。

② 相談

相談機能の強化のため、相談支援事業所のバックアップや研修会を開催しています。

③ 体験の機会・場

市内障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者が親なき後も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、将来地域において自立生活を目指す障がい者が体験施設において地域生活を体験する一人暮らし体験事業を実施しています。

④ 専門的人材の確保・育成

相談支援専門員を対象とした相談支援ネットワーク定例会や障がい児福祉サービス連携会議、居宅事業所研修会、医療的ケア児者支援体制整備研修会などを実施しています。

⑤ 地域の体制づくり

関係機関とのネットワークづくりや栃木市障がい者等自立支援協議会の医療的ケアワーキングや、くらしまるごとワーキングなどの活用により課題解決に向けた取組みを行い、地域の支援体制の強化を図っています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。特に、就労の場の確保が課題であることから、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークの強化により、市内のすべての事業所の法定雇用率の達成を目指します。

項目	数値	備考
令和3年度中の一般就労移行者数	7人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	9人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する方の数（令和3年度の1.28倍）
令和3年度末の就労移行支援事業利用者数	11人	
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業利用者数	14人	令和8年度末において就労移行支援事業を利用する方の数（令和3年度の1.28倍）
就労移行支援事業所数	1か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の数
【目標値】 就労移行率50%以上を達成した就労移行支援事業所の割合	5割以上	全体の5割以上の事業所が就労移行率5割以上
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	4人	一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した方の数
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	6人	令和8年度末において就労定着支援事業を利用する方の数（令和3年度の1.41倍）
【目標値】 就労定着率70%以上を達成した就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	全体の2割5分以上の事業所が就労定着率7割以上

(5) 児童発達支援センターの整備

障がい児に対しての集団療育又は個人療育指導の実施、専門的な機能を生かした地域の障がい児やその家族への相談、障がい児が通う保育園、認定こども園、小学校や特別支援学校への助言を行える地域の中核的支援施設として、児童発達支援センターを整備します。また、市内には現在1か所民設民営のセンターが設置されておりますので、連携してセンター機能の充実を図ります。

(6) 保育所等訪問支援の実施

障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターを中心に保育所等訪問支援の充実を図ります。

(7) 重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの実施について、サービス利用の体制構築を今後とも推進していきます。

(8) 医療的ケア児への支援

自立支援協議会内に設置した医療的ケアワーキンググループにて、医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるようにするため、相談支援専門員が他機関との連携時に活用できるリーフレットの作成等の取組みを行いました。今後も新たな課題の整理や関係機関の連携の在り方、必要な施策等について引き続き協議をしていきます。また、医療的ケア児が安心して生活できるよう医療的ケア児の災害時の支援体制についてもさらに検討を進めます。

(9) 障がい者優先調達推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図ります。

(10) ひきこもり対策の推進

ひきこもり等の問題を抱える当事者や家族が孤立することを防ぎ、早期に適切な支援に結び付けるため、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談所(ポラリス☆とちぎ)の協力のもと、ひきこもり個別相談会、研修会及び家族会を開催しています。今後もニーズに合わせてこれらの事業を継続しながら、関係機関と連携し、ひきこもり支援の充実を図ります。

(11) 障がい者差別解消の推進

共生社会を実現するため、障がい者の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会参加を妨げる社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」並びに障がいを理由とした「不当な差別的取扱い禁止」に関して、引き続き啓発活動を行います。

(12) 障がい者に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応とその後の適切な支援への連携のため、県に設置されている「障害者権利擁護センター」をはじめ、障がい者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関とも連携・協力し、市民に対して障がい者虐待防止に関する啓発を行います。

(13) 発達障がいに対する支援

乳幼児期からの早期発見と、その後の相談支援、医療機関や児童発達支援事業所等へつなげられるよう努めているところです。今後も各事業所の支援職員には、ペアレントプログラ

ムやペアレントトレーニング等家族に対する支援プログラムの実施も包含したスキルアップ研修や事業所間連携、発達障がい者に対する支援を総合的に行う中核的拠点機関である「栃木県発達障害者支援センターふぉーゆう」の連携・協力を得て、より一層の支援につなげられるよう努めていきます。

(14) 障がい福祉サービス等の質の向上

活動指標	R 6年度	R 7年度	R 8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	12回	12回	12回

多様化する利用者のニーズに沿って、適切な障がい福祉サービス等の提供ができていないかを検証するため、審査支払における結果をサービス提供事業所と共有できる体制の整備を強化していきます。

第2項 各年度における指定障がい福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの見込み量

本計画策定のために実施したアンケート、市内の障がい福祉サービス事業所の利用者やその保護者へのヒアリング調査、障がい団体との懇談会及び障がい福祉サービスの利用実績を基に、令和6年度から令和8年度までに必要とされる障がい福祉サービスの必要量を見込みました。

○訪問系サービス

サービス名	単位	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	時間/月	2,599	2,498	2,415	2,335
	人/月	207	209	204	200
重度訪問介護	時間/月	437	737	926	1,163
	人/月	5	3	3	2
同行援護	時間/月	226	280	280	279
	人/月	30	36	36	37
行動援護	時間/月	29	42	52	66
	人/月	10	13	15	17
重度障害者等包括支援	時間/月	0	39	39	39
	人/月	0	1	1	1
自立生活援助	人/月	0	1	1	1
うち、精神障がい者の利用	人/月	0	1	1	1

※上段：一月当たりの平均延べ利用時間（時間/月）

下段：一月当たりの平均実利用人数（人/月）

○日中活動系サービス

サービス名		単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
生活介護		日/月	9,520	9,654	9,682	9,710
		人/月	492	490	491	492
自立訓練 (機能訓練)		日/月	39	95	149	233
		人/月	2	5	7	10
自立訓練 (生活訓練)		日/月	240	379	556	816
		人/月	16	25	34	46
うち、精神障がい者の利用		日/月	195	286	420	617
		人/月	13	17	23	31
就労選択支援		人/月	—	—	3	3
宿泊型自立訓練		日/月	99	145	217	324
		人/月	4	8	14	24
就労移行支援		日/月	249	285	290	296
		人/月	16	17	18	18
就労移行支援 (養成施設)		日/月	0	18	18	18
		人/月	0	1	1	1
就労継続支援 (A型)		日/月	2,154	2,792	3,158	3,572
		人/月	111	143	161	182
就労継続支援 (B型)		日/月	9,184	10,017	10,573	11,160
		人/月	506	553	583	614
就労定着支援		人/月	4	6	7	8
療養介護		人/月	26	27	28	30
短期入所	福祉型	日/月	247	341	364	388
		人/月	36	46	48	50
	福祉型 (強化)	日/月	120	176	197	219
		人/月	9	13	14	14
	医療型	日/月	0	6	9	14
		人/月	0	3	5	7

※上段：一月当たりの平均延べ利用日数（日/月）

下段：一月当たりの平均実利用人数（人/月）

○居住系サービス

サービス名		単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
共同生活援助（グループホーム）		人/月	270	337	376	418
	うち、精神障がい者の利用	人/月	77	85	94	104
	うち、重度障がい者の利用	人/月	13	16	19	22
施設入所支援		人/月	195	191	188	184

※一月当たりの平均実利用人数（人/月）

新たな施設入所希望者のニーズ・環境の確認に努めます。

○相談系サービス

サービス名		単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
計画相談支援		人/月	363	471	522	580
地域移行支援		人/月	0	2	2	3
	うち、精神障がい者の利用	人/月	0	2	2	2
地域定着支援		人/月	9	7	7	6
	うち、精神障がい者の利用	人/月	1	1	1	1

※一月当たりの平均実利用人数（人/月）

○障がい児通所支援

サービス名		単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
児童発達支援	日/月		1,343	1,464	1,620	1,793
	人/月		225	211	224	236
医療型児童発達支援	日/月		20	17	20	23
	人/月		3	2	2	3
放課後等デイサービス	日/月		3,415	4,256	4,636	5,050
	人/月		260	323	353	386
保育所等訪問支援	日/月		22	29	35	41
	人/月		20	29	35	41
居宅訪問型児童発達支援	日/月		0	1	1	1
	人/月		0	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		人	1	1	2	2

※上段：一月当たりの平均延べ利用日数（日/月）

下段：一月当たりの平均実利用人数（人/月）

○障がい児相談支援

サービス名	単位	R 4 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
障がい児相談支援	人/月	99	144	166	190

※一月当たりの平均実利用人数（人/月）

第3項 地域生活支援事業の実施に関する事項

本市が実施する地域生活支援事業は次のとおりです。

本市では、サービスの円滑利用を図るため、利用料については、本人の所得の応じた体系としますが、意思疎通支援については、生活の基本サービスという観点から、日常生活用具のストマ用装具や人工鼻などは、生命維持に係る用具との観点から基準額の範囲で市が負担します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者への理解促進を図る研修・啓発を行います。

事業内容

- ・地域社会の住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その他家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

事業内容

- ・障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ・ピアサポート活動支援
- ・災害対策活動支援
- ・孤立防止活動支援
- ・社会活動支援
- ・ボランティア活動支援等
- ・「心のバリアフリー」推進の活動支援

(3) 障がい者相談支援事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障がい者の権利擁護のための必要な支援を行います。また、関係機関との情報共有を図り、自立支援協議会の活性化に向けた取組みを行います。

事業内容

- ・基幹相談支援センター等機能強化事業
- ・福祉サービスの利用援助（情報提供及び相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介等

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

事業内容

- ・成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を維持するとともに、法人後見や市民後見人に対する活動を支援します。

事業内容

- ・法人後見実施のための研修
- ・法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
- ・法人後見の適正な活動のための支援

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により障がい者とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行います。

事業内容

- ・手話通訳、要約筆記等のできる者の派遣等

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者並びに小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

事業内容

- ・日常生活用具の給付

事業対象者

- ・当該用具を必要とし各給付条件に該当する方（介護保険法による給付又は貸与の対象となる方を除く）

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援ができるようにします。

事業内容

- ・日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行います。

事業内容

- ・ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援
 - ア 個別支援型
 - 個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援
 - イ グループ支援型
 - (ア) 複数の障がい者への同時支援
 - (イ) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

事業対象

- ・ 外出時に適当な介護者がいない障がい者が、個人又はグループで次に掲げる移動をする時
 - ア 病院、診療所等での受診のための移動
 - イ 冠婚葬祭のための移動 等

(10) 地域活動支援センター事業

通所する障がい者に、地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。

事業内容

- ・ 創作的活動又は生産活動の機会の提供
- ・ 日常生活に必要な指導訓練
- ・ 社会との交流促進
- ・ 職業適性の発見と就労支援

(11) 日中一時支援事業

障がい者の家族の就労及び介護者の一時的な休息を保障するため、障がい者の日中等における活動の場を確保します。また、利用時間については、利用者のニーズに合わせて、柔軟に対応しています。

事業内容

- ・ 障がい児の学校で過ごす時間以外における宿泊を伴わない短期入所
- ・ 障がい者の宿泊を伴わない短期入所

事業対象者

- ・ 一日のうち宿泊を伴わない範囲で一時的に介護等する者がいないため、その間の見守り等の支援が必要であると認められる方

(12) 訪問入浴サービス事業

障がい者の生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、在宅の重度の身体障がい者、知的障がい者並びに精神障がい者に対し、訪問入浴車による家庭における入浴サービスを実施します。

事業内容

- ・訪問入浴車による家庭における入浴サービスの実施

事業対象者

- ・医学的な理由により、外出や通所施設の利用が制限されている方
- ・身体、家族及び住宅設備等の理由により、自宅において入浴することが困難である方

(13) 社会参加支援事業

スポーツ・芸術文化活動等の事業を行い、障がい者の社会参加を支援します。

事業内容

- ・スポーツ又はレクリエーション活動を行うための各種教室、大会等の開催
- ・芸術又は文化活動を行うための各種教室、発表会等の開催

事業対象者

- ・市内在住の障がい者（事業によっては健常者も対象）

(14) 自動車改造助成事業

身体障がい者の就労、社会活動への参加等の促進を図るため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に適応するよう改善する費用の一部を助成します。

事業内容

- ・身体障がい者が所有する自動車の改造費の助成

事業対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、上肢下肢又は体幹機能障がいを有し、条件に該当する方

第4項 各年度における事業の種類ごとの見込み量

事業名	R6年度		R7年度		R8年度	
	実施見込み みか所数	実利用見 込み者数	実施見込み みか所数	実利用見 込み者数	実施見込み みか所数	実利用見 込み者数
(1)理解促進研修・啓発事業	有		有		有	
(2)自発的活動支援事業	有		有		有	
(3)相談支援事業						
①障がい者相談支援事業	1か所		1か所		1か所	
基幹相談支援センター	有		有		有	
(4)成年後見制度利用支援事業		12人		14人		16人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	有		有		有	
(6)意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	211人		220人		230人	
②手話通訳者設置事業(設置者数)	1人		1人		1人	
(7)日常生活用具給付等事業 (給付見込み件数)						
①介護・訓練支援用具	11件		12件		12件	
②自立生活支援用具	28件		28件		29件	
③在宅療養等支援用具	29件		29件		30件	
④情報・意思疎通支援用具	32件		32件		33件	
⑤排泄管理支援用具	404件		408件		412件	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	7件		7件		7件	
(8)手話奉仕員養成研修事業	20人		20人		20人	
(9)移動支援事業 (延べ利用見込み時間数)	190人 3,500時間		195人 3,850時間		200人 4,235時間	
(10)地域活動支援センター (他市町事業所利用者)	4か所 (1か所)	85人 (1人)	3か所 (1か所)	85人 (1人)	3か所 (1か所)	85人 (1人)
(11)その他事業						
①日中一時支援事業	30か所	445人	30か所	449人	30か所	454人
②訪問入浴サービス事業		4人		5人		5人
③社会参加支援事業		25回		25回		25回
④自動車改造助成事業費		6人		6人		6人